様式第９号（第８条関係）

浄化槽の検査に関する通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

登録番号　埼玉県知事　第　　　　　　　　　　号

住　　所

氏　　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

浄化槽管理士

電話番号

　　　　年　　月　　日にあなたの下記１の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第２条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第３項の規定により下記２に記載のことを通知します。

なお、浄化槽の検査については、備考に記載のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　浄化槽の設置場所 |  |
| ２　お知らせすること | 浄化槽法第　　条第１項に規定する水質に関する検査が行われていないこと。 |

　備考

浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、浄化槽法の規定により、１の検査を受け、その後、２の検査を受けなければならないとされています。

　　１　浄化槽設置後の検査（法第７条第１項）

　　　　使用開始後３か月を経過した日から５か月間に１回

　　２　１の検査を受検した後の検査（法第11条第１項）

　　　　１の法定検査を受検した後、毎年１回